

奥州保健所長告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成21年12月4日

奥州保健所長 野村 暢郎

介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
0360490010	東水沢訪問看護ステーション	奥州市水沢区羽田町駅前 二丁目87番地	社団法人啓愛会	平成21年11月30日